

## 【町民福祉課からのお知らせ】～11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です～

日本年金機構では厚生労働省と協力して、公的年金を身近に感じていただくため、毎年11月を「ねんきん月間」、そして、11月30日（いいみらい）を「年金の日」と制定し、公的年金制度の周知・啓発活動を行っています。

この機会に、インターネットサービスの「ねんきんネット」を利用して、ご自身の年金記録の確認や、将来の年金受給見込額を試算し、高齢期に備えた生活設計を考えるきっかけとしてみてはいかがでしょうか。

「ねんきんネット」は、日本年金機構ホームページ（[www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)）でご確認ください。

### ■国民年金保険料は、納めた全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、「社会保険料控除」として、その年の所得から控除されます。

平成30年1月1日から10月1日までの間に保険料を納めた方については、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（10月1日から12月31日までの納付見込額を含む）が日本年金機構から送付されます。年末調整または確定申告を行う際に、この証明書が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納めた方は、翌年2月上旬に証明書が送付されます。

### ～ 控除の対象となる保険料 ～

- ・平成30年1月1日～平成30年12月31日までに納めた国民年金保険料（過年度分、追納等の保険料を含む）
- ・本人および扶養している家族分（配偶者、子ども等）

問合せ 年金加入者ダイヤル ☎0570-003-004

## 【下水道課からのお知らせ】～下水道・排水設備の「点検商法」にご注意ください～

本年5月号の広報で、排水管の洗浄作業等の契約を得ることが目的と告げずに各家庭を点検と称して訪問し、排水管洗浄等の勧誘をする業者がいることについて注意喚起しましたが、9月6日に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」により、今も余震が続いている状況であり不安を抱えている方々に、悪徳な点検商法で訪問する可能性がありますので、ご注意ください。

【特に白いヘルメットを着用し、会社名がない、

会社等のマークがない、ヘルメットにラインがない場合は要注意です!!】

### ●想定される事例

- 「今回の地震で排水管にヒビが入っている可能性があるのですが、大至急点検しないと大変なことになる！」等と言い、契約を迫る。
- 勝手に、桝蓋を開け「排水管が汚れている。このままでは大変なことになる！排水管洗浄は本来なら〇万円だが、今日は特別に安くします（今日だけ特別に半額にします。）」等と言い、契約を迫る。
- 「役場から点検に行くように言われました！」とあたかも町から委託されたかのように装って訪問し契約を迫る。

### ●役場が個人宅の排水管洗浄を業者に依頼することはありません

宅地内の排水設備の管理や清掃は、所有者が行うことになっています。通常の使い方をしていない限り、詰まったり壊れたりすることはほとんどありません。

町では下水道排水設備工事をする際は、事前の届出と排水設備指定業者制度を採用しており、排水設備の設置、修理、水洗化工事等は指定業者でなければ施行できませんのでご承知ください。

「変だな？」と感じたら、身分証明書や名刺の提示を求めたり、業者名、担当者名、連絡先をお控えのうえ、下水道課までお問合せください。

問合せ 下水道課 ☎21-2129